

令和 7 年 度

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

紫波町監査委員

紫 監 第 15 号
令和8年8月21日

紫波町長 鎌 田 千 市 様

紫波町監査委員 熊 谷 順 太
紫波町監査委員 箱 崎 勝 之

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の手続	1
第2	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
	(1) 実質赤字比率	4
	(2) 連結実質赤字比率	5
	(3) 実質公債費比率	6
	(4) 将来負担比率	8
3	資金不足比率	10
第3	むすび	12

[凡 例]

- 1 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示している。
- 2 比率「%」は、原則として、表示単位未満を四捨五入している。
- 3 文中で用いるポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」 … 該当数値がないもの、算出不能なもの
 - 「0.0」 … 比率において該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「△」 … 負数又は減数
 - 「皆減」 … 当年度に数値がなく全額減少したもの
 - 「皆増」 … 前年度に数値がなく全額増加したもの

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 21 日から令和 8 年 8 月 20 日まで

3 審査の手続

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に従い適正に作成されているかどうか関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計					
	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
	介護予防サービス計画事業特別会計					
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計（法適用公営企業）					
	下水道事業会計					
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計（非法適用公営企業）					
	再生可能エネルギー事業特別会計					資金不足比率 （会計ごとに算定）
一部事務組合・広域連合	盛岡地区広域消防組合					
	盛岡・紫波地区環境施設組合					
	岩手中部水道企業団					
	盛岡地域環境組合					
地方公社・第三セクター等						

（注）地方公社・第三セクター等は、町が損失補訴訟契約を締結する団体に限る。令和7年度は該当する団体なし。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分 \ 年 度	7 年度	6 年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
1 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	13.44	20.00
2 連結実質赤字比率	—	—	—	18.44	30.00
3 実質公債費比率	13.4	14.0	△0.6	25.0	35.0
4 将来負担比率	61.2	71.8	△10.6	350.0	

(注) 実質収支、連結実質収支が黒字である場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」と表示される。

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。
- 2 実質公債費比率は 13.4％で、前年度に比べ 0.6 ポイント下回っている。
- 3 将来負担比率は 61.2％で、前年度に比べ 10.6 ポイント下回っている。
- 4 4 つの健全化判断比率の一つでも「早期健全化基準」値を超えている場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 5 条の規定により「財政健全化計画」を策定しなければならない。

以上のとおり、当町の健全化判断比率は、いずれも国の示す基準に対しては、財政の健全段階の範囲となっている。

【早期健全化基準、財政再生基準の適用について】

- 1 地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の 2 段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- 2 健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなっている。
- 3 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

当町の実質収支額は2億6,763万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ△2.84%となり、前年度に比べ1.08ポイントマイナス幅が拡大している。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（13.44%）との差は16.28ポイントとなっている。

(単位：%、ポイント)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
当町の参考比率 = (-1 × A) ÷ B × 100	△2.84	△1.76	△1.08

(単位：千円、%)

区分 \ 年度	実質収支額		増減額	増減率
	7 年度	6 年度		
一 般 会 計 A	267,625	162,098	105,527	65.10
標準財政規模 B	9,404,976	9,182,432	222,544	2.42

実質収支額の合計は、2億6,763万円で、前年度に比べ1億533万円（65.10%）の増加となっている。

標準財政規模

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	4,863,614	4,734,627	128,987	2.72
普通交付税額	4,541,362	4,418,782	122,580	2.77
臨時財政対策債発行可能額	0	29,023	△29,023	皆減
合 計	9,404,976	9,182,432	222,544	2.42

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示すもので、「標準税収入額等（入湯税等を除く地方公共団体の地方税＋地方譲与税額＋交通安全対策特別交付金）＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

標準財政規模の合計は、94億498万円で、前年度に比べ2億2,254万円（2.42%）の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } D}{\text{標準財政規模 } E}$$

当町の連結実質収支額は20億1,706万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ△21.44%となり、前年度に比べ3.56ポイントマイナス幅が拡大している。なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準(18.44%)との間には39.88ポイント差があり、基準を大きく下回っている。

(単位：％、ポイント)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
当町の参考比率 = $(-1 \times D) \div E \times 100$	△21.44	△17.88	△3.56

※小数点第2位未満切り捨て

(単位：千円、％)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		7 年度	6 年度	増減額	増減率
一 般 会 計		267,625	162,098	105,527	65.10
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	64,073	25,422	38,651	152.04
	介護保険事業特別会計	138,372	92,749	45,623	49.19
	後期高齢者医療事業特別会計	1,600	1,882	△282	△14.98
	介護予防サービス計画事業特別会計	511	551	△40	△7.26
小 計 A		204,556	282,702	189,479	67.02
会 計 名		資 金 剰 余 金			
		7 年度	6 年度	増減額	増減率
法 適 用 企 業	下 水 道 事 業 会 計	1,544,665	1,359,764	184,901	13.60
小 計 B		1,544,665	1,359,764	184,901	13.60
会 計 名		資 金 剰 余 金			
		7 年度	6 年度	増減額	増減率
法 非 適 用 企 業	再生可能エネルギー事業特別会計	217	—	217	皆増
小 計 C		217	—	217	皆増
合 計 A + B + C = D		2,017,063	1,642,466	374,597	22.81
標準財政規模 E		9,404,976	9,182,432	222,544	2.42

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{(\text{標準財政規模 E}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}$$

実質公債費比率(3カ年平均)は 13.4%で、前年度に比べ 0.6 ポイント低下しており、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

また、単年度の実質公債費比率についても前年度を 0.5 ポイント低下している。

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
実質公債費比率 (3カ年平均)	13.4	14.0	△0.6

※小数点第2位以下切り捨て

(単位：千円、％)

区 分	7 年度	6 年度	5 年度
元 利 償 還 金 A	1,177,388	1,190,558	1,199,358
準元利償還金 B	981,138	1,041,021	1,073,104
特 定 財 源 C	20,341	10,273	9,483
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	1,056,642	1,137,146	1,176,251
標準財政規模 E	9,404,976	9,182,432	8,958,989
実質公債費比率 (単年度)	13.0	13.5	14.0

(ア) 元利償還金、準元利償還金の状況について

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
元利償還金（一般会計等）（注 1）	1, 177, 388	1, 190, 558	△13, 170	△1. 11
準元利償還金（注 2）	981, 138	1, 041, 021	△59, 883	△5. 75
下水道事業会計	656, 918	701, 068	△44, 150	△6. 30
一部事務組合	150, 461	157, 085	△6, 624	△4. 22
公債費に準ずる債務負担行為額	173, 759	182, 868	△9, 109	△4. 98
一時借入金の利子	0	0	0	0
合 計	2, 158, 526	2, 231, 579	△73, 053	△3. 27

（注 1）元利償還金は、一般会計などの公債費である。

（注 2）準元利償還金は、主として公営事業会計及び一部事務組合の支払う元利償還金への一般会計からの繰出しや債務負担行為額（将来の支払いを約束した経費）である。

(イ) 特定財源の状況について

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
町営住宅使用料	20, 341	10, 273	10, 068	98. 00

（注）特定財源は、公債費に充当されているものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（注 1）	442, 584	470, 668	△28, 084	△5. 97
災害復旧費等に係る基準財政需要額（注 2）	575, 049	627, 523	△52, 474	△8. 36
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金（注 3）	39, 009	38, 955	54	0. 14
合 計	1, 056, 642	1, 137, 146	△80, 504	△7. 08

（注 1）道路橋梁費や下水道費の町債償還金が主なものである。

（注 2）災害復旧事業債、財源対策債及び臨時財政対策債償還金が主なものである。

（注 3）一般会計出資債（上水道事業）や簡易水道事業債償還金である。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金＋特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 D})}$$

令和 7 年度の将来負担比率は 61.2%で、前年度に比べ 10.6 ポイント低下しており、財政の健全化を示す早期健全化基準（350%）を下回った数値となっている。将来負担比率は、数値は低いほど将来の財政を圧迫する可能性が低いことを示すものである。

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
将来負担比率(A－B)÷(C－D)	61.2	71.8	△10.6

※小数点第 1 位未満切り捨て

(単位：千円、％)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
将 来 負 担 額 A	19,439,081	20,219,740	△780,659	△3.86
充当可能な財源 (基金・特定歳入等) B	14,329,428	14,441,315	△111,887	△0.77
計 A－B	5,109,653	5,778,425	△668,772	△11.57
標 準 財 政 規 模 C	9,404,976	9,182,432	222,544	2.42
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 D	1,056,642	1,137,146	△80,504	△7.08
計 C－D	8,348,334	8,045,286	303,048	3.77

(ア) 将来負担額の状況について

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
地方債の現在高 (注 1)	10,975,644	11,228,385	△252,741	△2.25
債務負担行為に基づく支出予定額 (注 2)	679,385	839,839	△160,454	△19.11
公営企業債等繰入見込額 (注 3)	5,211,344	5,685,774	△474,430	△8.34
組合等への負担額見込額	706,420	672,742	33,678	5.01
退職手当負担見込額	1,866,288	1,793,000	73,288	4.09
設立法人の負債額等負担見込額		—	—	—
第三セクター等	—	—	—	—
合 計	19,439,081	20,219,740	△780,659	△3.86

(注 1) 学校関連事業、インフラ整備事業が主なものである。

(注 2) 庁舎建設に係る債務負担の支払いの進捗が主なものである。

(注 3) 下水道事業会計起債償還の進捗が主なものである。

(イ) 充当可能な財源（基金・特定収入等）の状況について

(単位：千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (注 1)	4,568,389	4,293,519	274,870	6.40
充当可能な特定歳入 (注 2)	23,247	17,231	6,016	34.91
基準財政需要額へ算入される 見込額 (注 3)	9,737,792	10,130,565	△392,773	△3.88
合 計	14,329,428	14,441,315	△111,887	△0.77

(注 1) 地方自治法第 241 条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注 2) 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

(注 3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など 19 基金、45 億 6,839 万円、特定歳入として町営住宅使用料 2,325 万円、地方交付税の算定に用いる「基準財政需要額へ算入される見込額」は、97 億 3,779 万円となり、全体では 143 億 2,943 万円となっている。これを前年度と比べると 1 億 1,189 万円 (0.77%) 減少している。

3 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした起債の
現在高－流動資産）－解消可能資金不足額※

非法適用企業＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした起債の
現在高－歳入額）－解消可能資金不足額※

※ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

事業の規模

法適用企業＝営業収益の額 － 受託工事収益の額

非法適用企業＝営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

公営企業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

（単位：％、ポイント）

区 分	7 年度	6 年度	増 減	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	－	－	－	20.0
再生可能エネルギー事業特別会計	－			20.0

（注）資金不足がない場合、資金不足比率は「－」と表示する。

- 1 資金不足比率については、算定した結果、該当の数値はない。
- 2 「経営健全化基準値」を越えている場合は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 24 条の規定により「経営健全化計画」を定めなければならない。

以上のとおり、いずれも国の示す基準に対しては、財政の健全段階の範囲となっている。

(1) 下水道事業特別会計（法適用企業）の資金剰余額（不足額）の状況について

(単位：千円)

特別会計名	会 計 年 度	流動負債 A	建設改良費等以外の 経費の財源に充てる ために起こした地方 債の現在高 B	流動資産 C	解消可 能資金 不足額 D	資 金 剰余額	事業規模 E
下水道事業	7 年度	192,882	0	1,737,547	0	1,544,665	505,964
	6 年度	115,471	0	1,475,235	0	1,359,764	499,032
	増減額	77,411	0	262,312	0	184,901	6,932

(注) この表の流動負債の額は、「控除企業債等」を除いた額である。なお、この表の流動資産の額は、「控除財源」などを除いた額を計上することとされている。

下水道事業会計の資金剰余額は 15 億 4,467 万円となり、前年度に比べて 1 億 8,490 万円 (13.60%) の増加となっている。

(2) 再生可能エネルギー事業特別会計（非適用企業）の資金剰余額（不足額）の状況について

(単位：千円)

特別会計名	会 計 年 度	歳出額 A	建設改良費等以外の 経費の財源に充てる ために起こした地方 債の現在高 B	歳入額 C	解消可 能資金 不足額 D	資 金 剰余額	事業規模 E
再生可能 エネルギー事業	7 年度	377,196	0	377,413	0	217	—

(注) 令和 7 年度は設備工事整備のみで事業開始されていない。

第3 むすび

以上、令和7年度の健全化判断比率及び資金不足比率についての審査の概要を述べたが、当年度の本町の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、前年度に引続き該当する数値はない。実質公債費比率（3ヵ年平均）は、0.6ポイント下回る13.4%となり、将来負担比率に至っては、同じく10.6ポイント下回る61.2%まで減少している。

令和8年度以降、大型の普通建設事業が予定され、それに対応する町債発行額が増嵩することが見込まれていることから、今後、事業実施等に伴う地方債発行が実質公債費比率等に与える影響について、引き続き注視していく必要がある。

なお、実質公債費比率が18%以上となった場合、地方債発行に当たり知事の許可を要することになることから、現行の14%程度の水準を維持していく努力を重ねていくことが肝要と考える。

また、本町の将来負担額19,421,442千円を押し上げている要因は、地方債現在高の約半分に相当する公営企業債等繰入見込額5,211,344千円が大きいことに留意する必要がある。

おって、公営企業会計の経営健全化比率である資金不足比率は、資金に不足額が生じていないため、該当する数値はない。

平成19年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、本町は早い段階から財政健全化に取り組んできた。その結果、いずれも国の示す基準に対しては、健全段階の範囲となっている。しかし、この比率は、あくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎず、財政構造の弾力性確保の重要性を踏まえ、実質公債費比率の動向に留意しながら、引続き健全な財政運営に努められることを期待する。